

藤岡市地域コミュニティ活性化に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 藤岡市まちづくりビジョンに掲げる「地域コミュニティの維持・強化」の推進にあたり、藤岡市における地域住民主体の地域づくり活動のあり方と、その活性化に向けた方策について検討するため、藤岡市地域コミュニティ活性化に関する懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について調査、検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 地域コミュニティの現状と課題に関すること
- (2) 地域住民と行政の協働のあり方に関すること
- (3) 地域団体のあり方に関すること
- (4) 補助金等の地域づくり活動への支援に関すること
- (5) その他地域づくり活動の活性化のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表的な立場にある者
- (2) 地域づくりに関する学識経験者
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、懇話会の結果を市長へ提言したときに終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、藤岡市役所企画部地域づくり課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。